

生涯学習行政の一般行政化と指定管理者制度を巡る諸課題についての一考察 —岐阜県多治見市の事例から—

横山 幸司
(滋賀大学)

【要旨】

近年、全国の地方自治体においては、地方自治法第180条の7（事務の委任等）の規定あるいは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という。）第24条の2（職務権限の特例）を根拠に、生涯学習や文化、スポーツ所管課を教育委員会から首長部局へ移管するいわゆる一般行政化が進んでいる。

さらには、教育委員会所管か首長部局所管かに拘わらず、地方自治法第244条の2に定められる指定管理者制度を社会教育施設に導入するケースが増えている。

一般行政化や社会教育施設への指定管理者制度導入については、評価する声がある一方で、課題も多く聞かれる。そこで、本稿では、一般行政化に加え、社会教育施設の大半に指定管理者制度を導入している岐阜県多治見市の事例を取り上げ、改めて、これらの諸課題について検討した。

1. 一般行政化と指定管理者制度導入の動向

はじめに、一般行政化の動向について確認しておきたい。

平成14年6月の文部科学省調べでは、都道府県・政令指定都市における生涯学習・社会教育担当部課の設置状況は、教育委員会のみに設置が40都道府県11市で全体の86.4%を占め、教育委員会と知事部局の両方に設置が、7府県1市の13.6%だった。知事部局のみに設置の都道府県・政令指定都市は無かった。

同様に、市町村では、教育委員会のみに設置が3065市町村と全体の96.5%を占め、教育委員会と知事部局の両方に設置が、87市町村で2.7%。首長部局のみに設置も25市町村あり、0.8%という割合だった。

それが、10年後の平成24年5月の文部科学省調べでは、教育委員会のみに設置が25県、割合にして37.3%。逆に、教育委員会と知事部局の両方に設置が、22都道府県19市で61.2%、知事部局のみに設置も1市出現し、割合にして1.5%となっている。

同様に、市町村では、教育委員会のみに設置が1551市町村で全体の90.1%、首長部局のみに設置が34市町村で2.0%、教育委員会と知事部局の両方に設置が、137市町村の8.0%だった。

このように、生涯学習・社会教育担当部課の設置状況は、教育委員会のみに設置されていた割合が、平成14年時には、都道府県・政令指定都市においては86.4%だったものが、平成24年時には37.3%と激減している。市町村においては、都道府県・政令指定都市ほどではないが、同じく96.5%から90.1%と減少している。

反対に、教育委員会と知事部局の両方に設置の割合は、平成14年時には、都道府県・政令指定都市においては13.6%だったものが、平成24年時には61.2%と激増している。市町

村においては、都道府県・政令指定都市ほどではないが、同じく2.7%から8.0%と増加している。

首長部局にのみ設置も、都道府県・政令指定都市においては、平成14年時には無かったが、平成24年時には1市に増え、市町村においても、0.8%から2.0%に増加している。(図1)

次に、全国の公立の社会教育施設における指定管理者制度の導入状況も確認しておきたい。

こちらは文部科学省の「社会教育調査」により確認するが、平成15年度の地方自治法の一部改正により、指定管理者制度が創設されたため、当調査により調査対象となったのは平成17年度調査からである。

その平成17年度では、「公民館（類似施設含む）」、「図書館」、「博物館（類似施設含む）」、「青少年教育施設」、「女性教育施設」、「社会体育施設」、「文化会館」等の公立の社会教育施設全体において、指定管理者制度を導入している割合は14.3%であった。

それが、直近の平成23年度は、上記の施設に加えて「生涯学習センター」も追加されているが、26.2%と増加している。(図2)

こうしてみると、生涯学習・社会教育行政の窓口の一般部局化への流れは確実であるといえる。¹⁾ 厳密に言えば、都道府県・政令指定都市レベルにおいては、教育委員会と知事部局の両方に設置が増えており、推察するに、これは社会教育分野とそれ以外の生涯学習分野との二分化、棲み分けが進んでいる表れかと思われるが、全体として、一般行政化への流れは進んでいると言っていいたい。

また、指定管理者制度の導入も、劇的にとまでは言えないが、地方自治体の厳しい財政状況を鑑みると、この制度に代わる制度が制定されない限り、着実に今後も増加していくと考えられる。

2. 一般行政化と指定管理者制度を巡る議論

次に、一般行政化と指定管理者制度を巡る議論について確認しておきたい。直近の先行研究としては、古市勝也「生涯学習振興における一般行政と教育行政」『日本生涯教育学会年報第33号』（2012年）や、松田典之「指定管理者としての地方公社の可能性－公共図書館の事例－」『日本生涯教育学会論集32』（2011年）が参考になる。また、筆者が参加した文部科学省委託調査「生涯学習センター・社会教育施設の状況及び課題分析等に関する調査報告書」（2011年）（以下、「報告書」という。）においても、一般行政化と指定管理者制度の状況について若干の調査を行っている。

これらの先行研究で指摘されている一般行政化へのメリット・デメリットについて確認しておきたい。はじめに、古市は、一般行政化のメリットとしては、以下の点を挙げている。²⁾

- ・首長に所管があると、新規事業の立案や予算編成の面での利点が期待できる。
- ・教育予算には制限があり、運用が困難な場合がある。首長部局は首長直結の予算編成ができる。
- ・教育長は職務が多忙で連携が取りにくい、首長部局では首長を中心に関係部局長とも

連携が取りやすい。首長部局内に協力行政が多い。

一方、デメリットとしては、以下の点を挙げている。

- ・首長部局では、教育性、専門性、育てる・人材育成の視点が薄れるのではないかな。
 - ・学校との連携は教育委員会事務局が強いので首長部局との連携構築が課題である。
 - ・今まで教育委員会に窓口を持つ関連団体との連携が課題である。
 - ・事業がイベント化して、美術館や図書館など社会教育施設と学校とのつながりが薄れるのではないかな。
 - ・効率優先であると、地域においては学習・スポーツ施策の安定性や継続性に懸念がある。
- 続いて、報告書では、一般行政化のメリットとして、以下の点を挙げている。³⁾
- ・教育以外の政策分野と連携した対応がしやすくなった。
 - ・住民の要望や地域課題等の把握がしやすくなった。住民の要望や地域課題等を踏まえた取り組みがしやすくなった。（特に公民館において）
 - ・首長との距離が近く、より政策的に動ける、自治会やコミュニティ組織と連携がしやすい。他部局との連携がしやすい。

一方、デメリットとしては、以下の点を挙げている。

- ・専門性を有する職員の配置が難しくなった。
 - ・教育委員会が管理運営している場合よりは、学校へのチラシ配布の依頼等がしにくい。
- こうしてみると、以下の点は共通しているといえよう。まず、メリットについては、教育以外の政策分野との連携がしやすくなるという点である。それは予算編成の面でも優位に働くという場合があるということである。一方、デメリットとしては、逆に、教育委員会とつながりの強かった機関や団体との連携が希薄になるという点がある。そして、専門性を有した職員の配置や育成といった人材面での憂慮が指摘されている。

では、指定管理者制度のメリット、デメリットに対する指摘にはどのようなものがあるのか、同じく先行研究で確認しておきたい。はじめに、報告書では、指定管理者制度のメリットとして、以下の点が挙げられている。

- ・経費節減効果がある。
- ・民間の創意工夫が発揮される。
- ・数年で交代する行政職よりも、地域コーディネーターとしてプロ化する

一方、デメリットとしては、以下の点が挙げられている。

- ・行政と指定管理者との役割分担があいまいになりがち
- ・単にコスト面の効果だけでなく、職員養成・育成の観点が重要。

また、松田は、メリット・デメリットという表現はしていないが、指定管理者としての地方公社は、「専門職員を確保するとともに、より一層、図書館運営や施設の一体的管理のノウハウを蓄積し、公益を重視した運営など民間企業とは異なる役割を果たしていく必要がある」と指摘している。⁴⁾ 逆に言えば、これらの要件を満たさなければ、地方公社が指定管理者の担い手になる理由、民間企業に対する優位性もないということにもなる。

以上が、先行研究の一般行政化と指定管理者制度に対する主な指摘であったが、実際の現場では以上のような指摘が的確なのか、あるいはそれ以上のメリット・デメリットが存在するのか、岐阜県多治見市の事例を検証していきたい。

3. 岐阜県多治見市の概要

岐阜県多治見市（たじみし）は、岐阜県の東濃地方に属する市であるが、地理的には南部に位置し、愛知県と接しているため、住宅開発や企業誘致が進み、名古屋市のベッドタウンとしても発展している。人口は112,635人（平成22年国勢調査、県下第4位）。

2006（平成18）年1月23日に土岐郡笠原町を編入合併し、現在の多治見市となった。財政力指数は0.75（平成23年度決算、県下第9位）。一時は「財政緊急事態宣言」（1996年）を出すほどの財政難であったが、その後、「行政改革大綱」などによる事務事業の見直しや職員定数の削減に努め、財政力をここまで回復してきた。

また、財政難に端を発し、前市長（西寺雅也氏）時代（1995年－2007年）に導入した、いわゆる「多治見モデル」と呼ばれる全国の自治体から脚光を浴びた特色ある総合計画を持つことでも有名である。この総合計画の最大の特色は、実行計画がすべて予算とリンクし、実行計画にない事業は市長といえども実施できないという財政規律を厳格化した点にある。⁵⁾

後述するように、多治見市では個別に生涯学習・社会教育推進計画等が策定されていないが、この総合計画の中に生涯学習・社会教育施策も組み込まれている。このように多治見市では、首長の強いリーダーシップと行政改革の観点から、生涯学習・社会教育行政の一般行政化と、社会教育施設の管理をはじめ、生涯学習・社会教育事業の大半への指定管理者制度の導入が行われている。次節ではその内容についてみていくこととする。

4. 多治見市文化スポーツ課と多治見市文化振興事業団の概要

(1) 多治見市文化スポーツ課の概要

多治見市では、平成18年の市町合併に合わせ、教育委員会にあった「生涯学習課」の業務のうち、生涯学習関係のすべてを、地方自治法第180条の7を根拠に市長部局の「文化と人権の課」に移管した。

その後、平成20年度からは、市民活動分野と一緒になった新設の「市民文化課」（市長部局）へ移管され、さらに平成23年度からは、地教行法第24条の2を根拠に市民文化課の文化・生涯学習関係のうち、青少年教育関係を除く部分と新たにスポーツ関係を教育委員会から首長部局に新設された「文化スポーツ課」に移管した。青少年教育や家庭教育、幼児教育などは新設の「教育推進課」（教育委員会）が所管し、市長部局と教育委員会において生涯学習行政の棲み分けがなされたのである。

文化スポーツ課は文化振興グループとスポーツ振興グループから成る。平成25年4月1日現在、職員数は11名（うち臨時職員3名）。文化・生涯学習関係は課長他4名（うち臨時職員1名）が担当している。社会教育主事の有資格者は課長を含め3名いるが、課員の2名は直接、生涯学習を担当していない。しかし、この職員配置やグループリーダーの任命は課長権限とされているので、臨機応変な対応は可能であるということである。

事務分掌をみると、生涯学習関係の事業は大半を指定管理者である公益財団法人多治見市文化振興事業団が行っており、本課としての文化スポーツ課の業務は、財団の事業計画（生涯学習方針と重点施策）の進行管理と予算の管理が主である。⁶⁾

では、多治見市文化振興事業団とはどのような組織なのかみていくこととする。

(2) 多治見市文化振興事業団の概要

多治見市文化振興事業団（以下、「事業団」という。）は、平成9年3月にその根拠地となる生涯学習拠点施設「まなびパークたじみ」（鉄筋鉄骨コンクリート造り、地上8階、地下1階、学習館と図書館の複合施設）のオープンを前にその担い手として設立された。市が100%出資する公益財団法人である。主な沿革は以下のとおりである。⁷⁾（表1）（表2）

はじめに、平成9（1997）年4月から、多治見市より、文化会館、産業文化センター、三の倉市民の里、学習館、市立公民館（7館）、勤労青少年ホームの施設運営の管理を委託され運営を開始。当時、指定管理者制度はまだなく、従前の地方自治法に基づく管理委託制度によるものであった。平成14（2002）年から土岐川観察館の施設運営の受託開始。平成18（2006）年からは指定管理者制度が導入され、文化会館、三の倉市民の里、学習館及び図書館、子ども情報センター、市立公民館（7館）の指定管理者として選定され、運営開始。平成20（2008）年からは合併した旧笠原町地区の文化・体育施設の指定管理者として選定され、運営開始。さらに、平成22（2010）年、市民活動交流支援センターの指定管理者として選定され、運営開始。この年で最初の指定期間が終了し、新たな公募選定がなされるが、事業団が文化会館、三の倉市民の里、学習館及び図書館、子ども情報センター、市立公民館（7館）、笠原中央公民館、笠原体育館、図書館笠原分館の次期指定管理者に選定される。平成24（2012）年からは「公益財団法人多治見市文化振興事業団」へ移行。新たに、美濃焼ミュージアム、市営駐車場・駐輪場、勤労者センターの指定管理者として選定され、運営開始。さらに放課後児童クラブ（6クラブ）の運営を受託。平成25（2013）年からは、根本交流センターの指定管理者として選定され、運営を開始している。

このように、事業団が受託する指定管理業務は増加の一途を辿っており、その内容も公の施設の管理運営をはじめ、文化事業や生涯学習事業の開催、さらには放課後児童クラブの運営まで多岐にわたっている。

職員数も、受託業務の拡大と比例して増加しており、平成25年3月31日現在、245人。しかし、その多くは臨時職員であり、正規職員は1割程度である。

(3) 事業団の行う生涯学習事業

それでは、この事業団ではどのような事業が展開されているのであろうか。本稿では特に生涯学習事業に注目して中央公民館的な役割を果たしている学習館と7公民館の中から代表的な事業を中心にみていくこととする。

学習館では主に以下の事業が行われている。（平成23年度の実績）

- ① たじみオープンキャンパス…市民が講師（アドバイザー）となって行う生涯学習講座である。平成23年度実績では年間で478講座が開講され、延べ3,951人が受講した。
- ② 桔梗大学公開講座…いわゆる高齢者大学である。平成23年度より誰でも参加できる講座として一部を一般公開講座としている。
- ③ まなびの散策…地域にまつわるテーマを毎回設定し、まなびパークの中に所蔵されている様々な資料を活用しながら、資料展示、ギャラリートーク（展示解説）、町めぐりを一連の事業として展開。学習館と図書館との共同企画。

④ なりきり体験講座たじみっこ…市内の店舗・企業で活躍する人々を講師に招き、子どもたちが様々な仕事を体験できるプログラム。20種類の講座を夏休み期間中に開催。約400人が受講。

⑤ 1階フロア事業－ウェルカム1－…まなびパークの1階フロアを活用して、体験・鑑賞型企画（年間26事業）や展示企画（年間21事業）などを開催。

その他、外部との連携事業も展開している。例えば、多治見まちづくりTMOとの連携では、まなびパークと市街地との間を回遊する流れができることを目指し、同社が運営するギャラリー・カフェよりクラフト作家やカフェスタッフがまなびパークに出向いて行う体験講座を開催したり、市民病院との連携では、健康・医療講座を学習館や7公民館を会場として、毎月1回（全12回）、通年型として開催したりしている。

また、各公民館では、平成13年から組織化された地域の市民からなる公民館活性化委員の会が中心となって、毎年、地域色あふれる各種事業を企画し、実施している。その成果の表れか、今までに7公民館中4公民館が文部科学省の行う全国優良公民館表彰を受賞している。その一つ、養正公民館の事業をみると特色ある事業として以下の事業が行われている。（平成23年度の実績）

① 養正元気サロン…軽運動「らくらく貯金体操」で筋力アップを図り、後にティータイムで交流の場を設けている。通年で隔週金曜日に実施。

② ひよこのひろば…0～3歳児と保護者向けに、通年で隔週火曜日に実施。大型遊具の設置や子育てに役立つ事業を提供し、楽しい子育て、孫育てサポート。

③ 地域との連携事業…「食育」をテーマに地域の高齢者と小学生が給食を共にし、交流を深める「ふれあいランチタイム」や文教地区の特性を生かし、多治見高校、多治見北高校の吹奏楽部と連携した楽器体験では、高校生と小学生の交流が行われている。

5. 多治見市の成果と課題

前節まで多治見市の文化スポーツ課と指定管理者である多治見市文化振興事業団の事業の概要をみてきたが、多治見市の一般行政化と指定管理者制度についての成果と課題は何であろうか。はじめに成果としては以下の点が挙げられる。

一つには、複数の社会教育施設の一体的管理により、それまでの行政の縦割りを克服した事業が展開できるという点である。例えば、事例でも紹介したように学習館と図書館、学習館と公民館、文化会館と公民館との連携事業などがそれである。

また、各公民館の館長や主事は事業団から派遣されるので、各公民館の全体的な統一感とレベルアップも図られているという面もある。

二つには、地域や企業など外部との連携がより活発化したことである。これも事例で紹介したように、学習館では、地元の企業やTMO、市民病院等との連携が見られ、養正公民館でも、学校や地域の関係団体との連携が見られる。こうした外部との連携は行政が直営のときも、出来たことであるし、まったくなかったわけでもないが、制度的制約が多い行政に比べ民間団体同士ではより柔軟な対応ができ、協力がスムーズにいくケースも多いということである。

三つには、先行研究でも指摘されていたが、事業団の職員がプロ化して、行政職員以上

に専門家としての能力を発揮していることである。その結果、行政が直営で事業を行っていた時よりも多彩で新規性、独自性あふれる事業を展開することにつながっている。

では課題はどうであろうか。多治見市では、先行研究で指摘されていた一般行政化による教育委員会や教育委員会に窓口を持つ関係団体との関係の希薄化などはないという。その理由としては、そもそも多治見市の場合は、学校教育に関係の深い青少年教育や家庭教育等の分野は、教育委員会の教育推進課が所管し、それ以外のいわば成人教育部分を市長部局の文化スポーツ課が所管するという棲み分けを行っているためであるという。しかし、この点については、学校教育、社会教育、首長部局の施策全体を統合・調整していくのが、総合行政としての生涯学習行政である⁹⁾という観点からすれば、望ましいとはいえない。

次に、公益性の担保という面はどうであろうか。この点は、前述のとおり、文化スポーツ課と財団が協議して作成する事業計画（生涯学習方針と重点施策）によって担保されているという。

次に、人材育成の面ではどうであろうか。多治見市では生涯学習事業のほとんどを事業団が行うため、正規の行政職員である文化スポーツ課の職員が経験を積む機会がなく、成果で挙げられた事業団の職員のプロ化に反比例して、行政職員の生涯学習・社会教育分野に対する能力が向上しないという課題が挙げられる。

この点には、生涯学習・社会教育分野だけに限らない行政の普遍的な課題が含まれている。つまり、行政職員は、2～3年ごとに人事異動で替わっていくため、専門性や継続性が問題となっている。多くの地方自治体では、社会教育主事のような有資格者も、生涯学習・社会教育担当部課に永続的に配置されることは少ない。その結果、行政職員の専門能力の低下が懸念されている。

6. 一般行政化と指定管理者制度の諸課題と今後の展望

最後に改めて、一般行政化と指定管理者制度の諸課題について整理したい。

第一には、一般行政化であれ、指定管理者制度の導入であれ、生涯学習・社会教育行政が、支障なく実施されることへの担保が重要であるという点である。古市は、そのために、生涯学習推進本部の再構築や生涯学習審議会の活性化・機能化⁹⁾を指摘しているが、多治見市には、そうした機関は存在しない。加えて言えば、生涯学習推進計画の整備も重要である。多治見市は、充実した総合計画がその役割を果たしており、その進行管理も「総合計画市民委員会」や「指定管理者評価委員会」等により厳しく管理されているということであるが、やはり一般的には、生涯学習行政を総合的に推進する体制と計画を整備することが重要であろう。

多治見市では、課名も文化スポーツ課となり、生涯学習・社会教育の名はどこにも出てこない。

事業団の年次報告書にも、生涯学習事業は文化事業の中に含まれてしまっている。生涯学習・社会教育行政は、文化行政と近接した分野ではあるが、同じではない。毎年、事業団とは協議のうえ、生涯学習方針と重点施策を作成しているということであるが、やはり市として生涯学習・社会教育行政に関する計画もしくは指針等を策定しておく必要があろう。

第二には、生涯学習・社会教育行政のどこまでを指定管理に委ねるべきなのかといった問題である。この点は生涯学習・社会教育行政に限ったことではないが、事業のほとんどを指定管理に委ねるのであれば、行政が本来果たすべき役割は何なのかという根源的な問題に突き当たる。

多治見市の事業団はすでに市の文化施設の約8割を指定管理者として受託しており、職員数も予算規模も増加の一途を辿っている。あたかももう一つの市役所が出現したようである。しかし、たとえ、施設や事業のすべてを指定管理に委ねたとしても、総合行政として生涯学習担当部局が果たす役割のすべてを指定管理業者に委ねることはできないはずである。

第三に、すでに述べているように、行政職員の専門能力低下の問題である。一般行政化も指定管理者制度も、生涯学習・社会教育行政を熟知した職員が運用してはじめてその成果をあげることでできる制度である。

特に、生涯学習・社会教育に関する専門能力は、実際の経験によって培われる面が大きい。指定管理者に事業の大半を委ねてしまうと、そうした経験を積む機会が失われてしまう。行政職員に専門能力が育たなければ、指定管理者を適切に選定し、評価することも困難となろう。指定管理者制度を導入しつつも、積極的に、行政職員が、事業に関わっていく仕組みが必要ではなかろうか。

同時に、研修制度も重要である。地方自治体は、研修にかかる費用を惜しまず、積極的に国や都道府県が行う社会教育主事等の専門職員に関する研修に行政職員を派遣すべきである。同様に、指定管理者制度を導入している場合には、指定管理者に対しても、当該職員・スタッフを上記のような研修に派遣するよう求めていくことが重要であろう。

【注記・参考文献】

- 1) 古市勝也「生涯学習振興における一般行政と教育行政」『日本生涯教育学会年報第33号』日本生涯教育学会、2012、p. 91
- 2) 前掲書1)、pp. 103-104
- 3) 文部科学省『生涯学習センター・社会教育施設の状況及び課題分析等に関する調査報告書』2011、p. 144
- 4) 松田典之「指定管理者としての地方公社の可能性－公共図書館の事例－」『日本生涯教育学会論集32』日本生涯教育学会、2011、p. 61
- 5) 西寺雅也『多治見市の総合計画に基づく政策実行－首長の政策の進め方－』公人の友社、2004
- 6) 本稿の内容は、平成25年6月10日に行った多治見市文化スポーツ課長若尾浩好氏へのヒアリング調査に基づくものである。
- 7) 公益財団法人多治見市文化振興事業団『年次報告書－平成24年度アニュアルレポート』2013
- 8) 中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について－知の循環型社会の構築を目指して－」において「(略) 全体を総合的に調和・統合させるための行政が、(略) 生涯学習振興行政の固有の領域」と整理されている。
- 9) 前掲書1)、p. 104

図1 生涯学習・社会教育担当部課の設置状況

図1-1 都道府県・政令指定都市

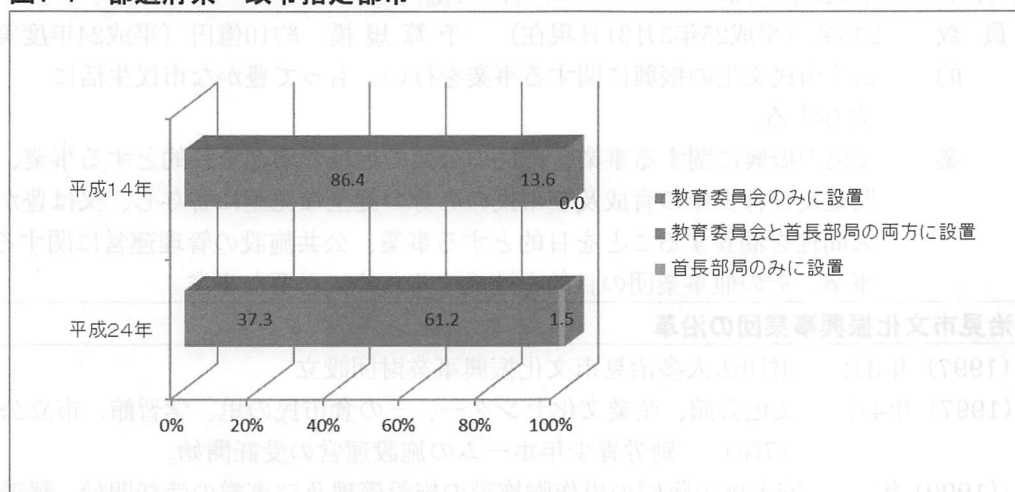


図1-2 市町村

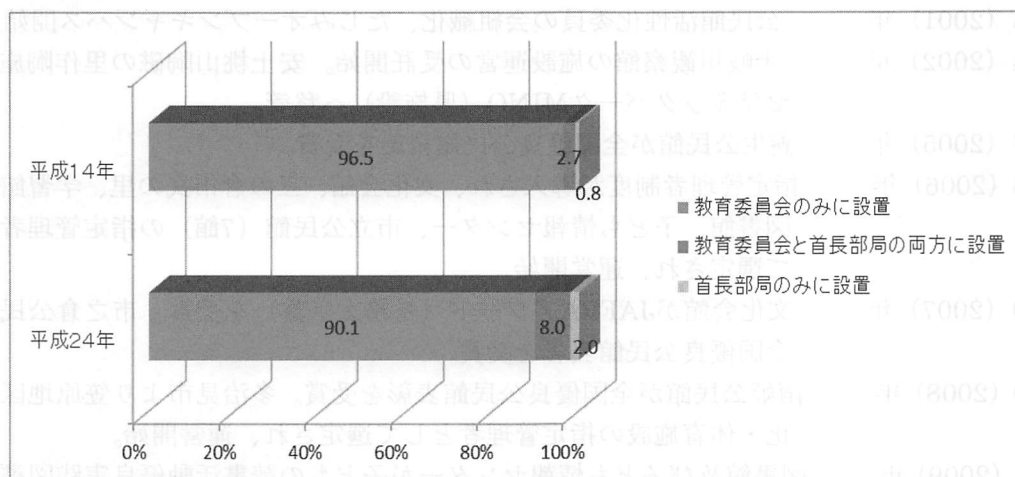


図2 指定管理者制度の導入状況（全国の公立社会教育施設全体）

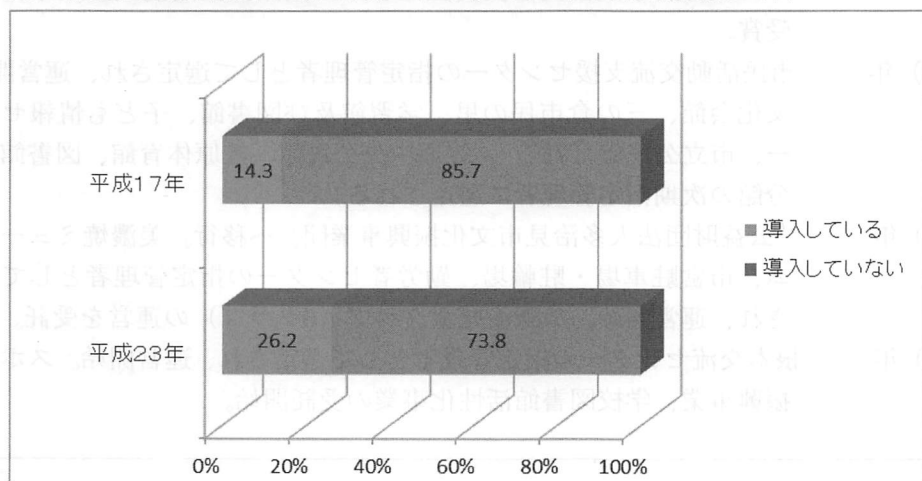


表1 公益財団法人多治見市文化振興事業団の概要

設 立 年 月 日	平成9年3月28日	基 本 財 産	1億円
従 業 員 数	245名（平成25年3月31日現在）	予 算 規 模	約10億円（平成24年度実績）
目 的	広く市民文化の振興に関する事業を行い、もって豊かな市民生活に寄与する。		
事 業	文化の振興に関する事業、市民の公共の福祉の増進を目的とする事業、児童及び青少年の育成及び市民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業、公共施設の管理運営に関する事業、その他事業団の目的を達成するために必要な事業		

表2 多治見市文化振興事業団の沿革

平成9（1997）年3月	財団法人多治見市文化振興事業財団設立
平成9（1997）年4月	文化会館、産業文化センター、三の倉市民の里、学習館、市立公民館（7館）、勤労青少年ホームの施設運営の受託開始。
平成11（1999）年	安土桃山陶磁の里作陶施設の施設管理及び事業の受託開始。評議員制度の導入。
平成13（2001）年	公民館活性化委員の会組織化、たじみオープンキャンパス開始。
平成14（2002）年	土岐川観察館の施設運営の受託開始。安土桃山陶磁の里作陶施設はセラミックパークMINO（県施設）へ移管。
平成17（2005）年	養生公民館が全国優良公民館表彰を受賞。
平成18（2006）年	指定管理者制度が導入され、文化会館、三の倉市民の里、学習館及び図書館、子ども情報センター、市立公民館（7館）の指定管理者として選定され、運営開始。
平成19（2007）年	文化会館がJAFRAアワード（総務大臣賞）を受賞。市之倉公民館が全国優良公民館表彰を受賞。
平成20（2008）年	南姫公民館が全国優良公民館表彰を受賞。多治見市より笠原地区の文化・体育施設の指定管理者として選定され、運営開始。
平成21（2009）年	図書館及び子ども情報センターが子どもの読書活動優良実践図書館として文部科学大臣賞を受賞。旭ヶ丘公民館が全国優良公民館表彰を受賞。
平成22（2010）年	市民活動交流支援センターの指定管理者として選定され、運営開始。文化会館、三の倉市民の里、学習館及び図書館、子ども情報センター、市立公民館（7館）、笠原中央公民館、笠原体育館、図書館笠原分館の次期指定管理者に選定される。
平成24（2012）年	「公益財団法人多治見市文化振興事業団」へ移行。美濃焼ミュージアム、市営駐車場・駐輪場、勤労者センターの指定管理者として選定され、運営開始。放課後児童クラブ（6クラブ）の運営を受託。
平成25（2013）年	根本交流センターの指定管理者として選定され、運営開始。スポーツ振興事業、学校図書館活性化事業の受託開始。